

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成20年3月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第74号

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例中第11条の規定の施行期日は、平成20年6月1日とする。

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)